

法律の概要

Q3

土壌溶出量基準及び土壌含有量基準とはどのようなものですか？

土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、土壌汚染状況調査の結果、これらの基準に適合しない場合に要措置区域等として指定される汚染状態に関する基準であり、特定有害物質のすべての項目について定められています(表3-1参照)。土壌溶出量分析の結果が土壌溶出量基準に適合しない場合については汚染土壌に影響された地下水の飲用に伴う間接摂取による健康リスクがあるものと判断され、土壌含有量分析の結果が土壌含有量基準に適合しない場合については汚染土壌の経口摂取(直接摂取)による健康リスクがあるものと判断されます。なお、これらの健康リスクについて対策が必要であるか否かについては汚染された地下水や土壌の摂取経路の有無によって判断されます(Q19参照)。重金属等(第二種特定有害物質)については土壌溶出量基準と土壌含有量基準が定められていますが、揮発性有機化合物(第一種特定有害物質)及び農薬等(第三種特定有害物質)については物性等より直接摂取による健康リスクが考えにくいとされていることから土壌含有量基準は定められていません。

表3-1 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

物質の分類	物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/kg以下	250mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/kg以下	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/kg以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/kg以下	4,000mg/kg以下	
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/kg以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/kg以下	—
	チウラム	0.006mg/kg以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、水質汚濁防止法の有害物質の地下浸透基準において、シアン化合物 0.1 mg/L、アルキル水銀 0.0005 mg/L、PCB0.0005 mg/L および有機りん化合物 0.1 mg/L と定められている